

令和2年度 第1回高知市里山保全審議会 会議録（要旨）

1 日時 令和2年11月4日（水）13：30から15：30まで

2 場所 高知市役所本庁舎6階611大会議室1

3 出席者

〔委員〕川田勲会長，橋詰辰男副会長，大槻知史委員，北山めぐみ委員，塚本愛子委員，藤井聖子委員，堀澤栄委員，松本美香委員，山本堪委員

－以上，委員9名出席で審議会成立－

（欠席委員＝笹原克夫委員，兵等弥生委員）

〔事務局〕環境部：今西部長，石黒副部長

環境政策課：児玉課長，福富課長補佐，

山中自然保護担当係長，山崎主査補，橋田主事

4 議題

- (1) 里山保全の目指すべき姿や課題について
- (2) その他，里山に関する事

5 配布資料

- (1) 会次第
- (2) 高知市里山保全審議会委員名簿
- (3) 資料① 前回（令和元年度第1回）里山保全審議会の振り返り
- (4) 資料② 里山の定義及び目指すべき姿
- (5) 資料③ 里山保全の現状及び課題
- (6) 資料④ 里山保全の当面の取組について
- (7) 資料③別紙1 各里山の位置図
- (8) 資料③別紙2 里山等，自然環境に関する情報発信

6 審議内容

- (1) 里山保全の目指すべき姿や課題について（資料①～④）

委員： 秦山とノツゴ山に関して，共同所有から単独所有へ所有権を変更した地権者の詳細を教えてほしい。

事務局： 相続上の負担の関係で，複数名で所有していたものを単独の名義に変更した。

委員： 課題は担い手不足と高齢化である。地権者は里山の利用価値を見出せないと自身の土地を積極的に管理する気にはならない。一方で，自身の里山を多くの人が活用することを希望する地域もあるため，着手可能な地域から取り組むという高知市の提案に賛成する。専門家や積極性のある地域と協力して作った活動事例をFacebook等で発信し様々な人に応援してもらおうなど，良い事例を見せることも効果的ではないか。

事務局： 里山保全地区についてはノツゴ山での事例作りを検討中である。今年度はノツゴ山の地権者から大学生や若者とのコーディネートを求める要望書の提出があったため，

大学に相談しているところである。里山保全地区以外の地域については、鏡川清流保全条例で規定されている景観形成区域指定に向けた調査を進め、中山間地域の景観を守る取組を行っている。また、里山保全地区以外の里山がモデルケースとなる可能性も踏まえて予算措置等を検討している。

委員： 実際にモデルケースになり得る地域があれば利活用事業にしっかりと取り組み、市民に見せることが必要である。

今回提案のあった里山利活用事業は、学生団体に限らず NPO 団体等の任意団体も所有者の合意が取れた件については利用可能か。

事務局： 学生団体のみならず、里山を利活用していただける市民の皆様を対象として補助金交付要綱等を改正していきたいと考えている。

会長： 今回の審議会では、令和3年度に予算要求をしている事業の趣旨や方向性について意見を申し上げれば良いか。

事務局： 新規事業についての意見はもとより、特に前回の審議会でご指摘のあった高知市全体の土地利用計画に関することや里山の目指すべき姿についてもご意見をいただきたい。なお、森林法や景観法等、他法令との重複については担当課にヒアリングを行いつつ整理を進めている。

委員： 里山利活用事業について、他事業との併用は可能か。

事務局： 里山保全事業補助金は里山保全地区指定が前提となっているため、他事業との重複について明確な規定はされていない。重複の可能性のある場合は、要綱等を確認し、その都度判断する。現段階では他事業と併用して構わないとは言えない。

委員： 事業の PR 活動の効率や対象者が受ける利益を考えると、併用を拒否する根拠が無ければ、併用は促進される方が良い。

中山間地域（の里山）への支援も行うということだが、高知市としての担当課の棲み分けは木材生産の対象地か否かというゾーニングで整理したのか。

事務局： 棲み分けについては内部で調整中であり、決定ではない。条例に基づく財源として里山保全基金を積み立てているが、厳しい状況であるので、森林環境譲与税等を使った事業との組み合わせを検討している。森林林業所管課が木材生産林の間伐事業に主眼を置き森林環境譲与税を充てて取り組むという確認はしているので、当課の担当する里山としてはそれに該当しない非木材生産林や集落付近の里山が考えられる。

委員： 今後、森林の公益的機能を強化する目的で針葉樹林の広葉樹林化が進めば、木材生産林としての支援対象から外れた森林が里山保全条例の対象地になる可能性も出てくる。こうした森林への支援を考えなくてはならないが、まずは里山の価値を市民が認識しなければ利活用されない。被災時においては燃料や食料等の供給源として里山の価値が顕在化されるが、普段は認識されていないので、無自覚なニーズの自覚化が必要である。この点に関して、森林環境譲与税を利用した事業やイベントへの支援等を今後検討してもらいたい。また、住民自治の観点から、自主防災組織等の運営支援のような取り組みも非常に良いのではないかと思う。

マッチングに関しては高知市の負担で行うのか。

事務局： 現在、高知市が優先すべき事業として木材生産が挙げられているが、森林の公益的かつ多面的機能が抜け落ちないように調整をしていきたい。

マッチングについては、高知市が全てを担当する予定ではないが、事例を作るためにまずは高知市の職員がコーディネーターとなってマッチングに着手していきたい。また、自然と人、人と人をマッチングできるようなコーディネーターを育成する事業を鏡川清流保全に関する分野で検討中である。

会 長： 新規事業案については、他条例等との兼ね合いを考慮しながら今後も対応してもらいたい。

里山保全条例が「残す」里山から「生かす」里山へと方向性を変えたことを踏まえ、今後、中山間地域の里山を里山保全条例の対象地としてどう位置づけ、支援していくかについて委員の皆様から意見をいただきたい。

委 員： 本来、里山というのは、自然の中に農業や林業といった人の営みや暮らしが見えるものである。こうした中山間地域の姿をイメージしながら新たな制度作りに取り組んでもらいたい。中山間地域の住民が自分たちの地域を積極的かつ自発的に管理し、地域の産業の活発化につながるような取組を望む。

会 長： 多様な条例が地域の中で重層的に機能し、地域住民の活動をサポートできれば、地域が活発化しやすいのではないか。

里山保全条例を中山間地域に適用する際に、具体的に必要だと考えられる制度や取組について委員の皆様から意見をいただきたい。

委 員： 普段、土佐山地域で雑木林等の炭焼きを行っているが、非木材生産林である雑木林を無理に管理する必要性を感じない。昔の住民は山を綺麗にするというより生活の糧を得る目的で森林管理に取り組み、結果的に山の美しさが保たれてきたが、現在は土佐山地域ですらこうした動きが失われている。この動きを復活させるためには、まず中山間地域で生業を起こす人たちへの創業支援が必要である。また、条例で提示されている里山の目指すべき姿や指針に添った里山を作り上げることができる人材を地域おこし協力隊の制度を活用しながら呼び込むのも策だと思う。また、土佐山地域や久重地域については、市街地から近いという特徴を前面に押し出して散策道のようなものを整備してはどうか。散策道の整備だと住民にとってもイメージが湧きやすいと思う。また、市街地に位置するノツゴ山等と比べると中山間地域には広大な土地があるので、駐車場を整備し、里山保全地区としてハイキングコースを作るといった取組がイメージしやすいのではないか。

会 長： 散策道やハイキングコースの整備に関して、対象地域への助成等を行う場合、現在の里山保全条例の内容で実施可能か、もしくは内容を変える必要があるか。

事務局： 中山間地域の生業や風景等に関しては、他部署でも様々な課題に直面しながら政策を進めている。環境部としても里山保全条例等を踏まえて取組の内容等を判断しなくてはならないが、現段階では明言できない。

委 員： 今後は多面的な視点で里山保全を考える必要がある。他の森林管理制度の整理や関係部署との調整をしながら効果的な支援制度を検討してもらいたい。

委 員： 里山保全条例の対象地が広がった場合に、鏡川清流保全条例の対象地と重複する可能性がある。里山がどちらに該当するにしろ、担い手に関する課題は多いが、積極

性のある地域への支援が最も効果的である。

散策道を作るという意見があったが、道さえあれば誰でも山にアクセスでき、利用価値や交流が生まれるだけでなく、山の管理もしやすくなるのではないか。

委員： 里山を所有している自主防災組織とそうでない自主防災組織が共に散策路及び防災拠点としての里山の整備に取り組み、地域の自主性と地域間の交流が促進され、活性化につながる可能性がある。こうした仕組み作りへの支援が必要ではないか。

委員： 中山間地域も都市地域も生活の中で里山の恩恵を受けており、互いに支えあうことで両地域の活性化や災害時のリスクの減少等につながる。里山という地域の本質は人間と関わりながら存在している山ということである。里山から恩恵を受ける一方で、整備をしないと鳥獣被害や土砂災害等のリスクになる恐れもある。人間と山が持続的に関係性を保つために、里山に対する利活用の視点等を明確に捉え直す必要がある。

担い手の確保に関して、関連部署等との支援事業の連携や重複はむしろ必要であり、互いの事業との組み合わせを考慮しながら地域の状況に見合った支援ができれば持続性が高まるのではないか。

委員： 里山保全条例の当初の目的である開発抑制には強制力がないため、人間と山との関係構築に特化できれば里山保全条例でやるべきことが明確になる。

中山間地域の里山の状況を地域ごとに整理することで地域のニーズや支援の優先順位が面的に見えてくるのではないか。

鏡川の清流保全事業にも関連するが、景観とは人間の営みが前提となり出来上がるものであり、川の上流・中流・下流において景観を守る取組が地域ごとに行われている。景観法が都市地域に特化しているならば、里山保全条例は中山間地域の面的な景観を守る役割を担うという方向性も考えられる。

会長： 今後は中山間地域と都市地域がそれぞれの役割を果たしながら連携し、助け合う仕組みが必要ではないか。仕組みの具体的な内容や制度設計について、事務局は今回の意見や質問を斟酌し、より現実的な政策提案をしてもらいたい。